

独立行政法人国民生活センター評価等のための
有識者懇談会
平成28年度第2回議事録

(開催日：平成28年8月2日)

消費者庁消費者教育・地方協力課

第2回独立行政法人国民生活センター評価等のための有識者懇談会 議事次第

日 時：平成28年8月2日（火）14:55～15:42

場 所：中央合同庁舎第4号館共用特別第3会議室

1. 開 会

2. 議 題

国民生活センターの平成27年度業務実績に対する主務大臣の評価への委員の意見

3. 閉 会

<配布資料>

資料1：独立行政法人国民生活センター平成27年度評価・総合評定表

資料2：独立行政法人国民生活センター平成27年度評価・項目別評定表

○消費者庁消費者教育・地方協力課金子課長 それでは、定刻より少し早いですけれども、ただいまから第2回「独立行政法人国民生活センター評価等のための有識者懇談会」を開催したいと思います。

前回、7月28日に第1回の懇談会を開催いたしまして、国民生活センターから、平成27年度の業務実績の自己評価について、主要な項目を説明していただいて、それに基づいた有識者の委員の皆様方の御質問や御意見を頂戴したところでございます。これらを踏まえまして、消費者庁で主務大臣による評価案を作成し、先週、委員の皆様へ送付させていただいております。

本日は、この主務大臣の評価案につきまして、特に委員の皆様にご意見を頂戴できればと思っております。よろしくお願いいたします。

それでは、事務局から本日の配布資料について説明をさせていただきます。

○消費者庁消費者教育・地方協力課古川課長補佐 では、配布資料の説明をさせていただきます。

まず、議事次第が1枚目、座席表が2枚目でございます。

議事次第の配布資料の欄には掲載がございませんが、国民生活センターから、前回の懇談会で宿題という形となっていました事項に対する回答ということで1枚紙を用意しています。「申請書受付日から第1回期日までの平均所要日数について」というペーパーがそれでございますので、後ほど国民生活センターから御説明をお願いしたいと思います。

議事次第の配布資料欄のとおり、総合評定表という1枚の資料と、もう一種類の項目別評定表の資料セット、この資料セットは前回と同じものですが、今回は主務大臣の評価を書き入れたものとなっております、これら2つの資料が本日のメインの資料となります。

総合評定表という1枚目の資料でございますが、これにつきましては、国民生活センターが記入する自己評価欄というものはそもそもございませんので、私ども消費者庁が主務大臣評価を書き入れた表となっております。

資料については、以上でございます。

○消費者庁消費者教育・地方協力課金子課長 資料の配布漏れ等はございませんでしょうか。

それでは、議題に移らせていただきたいと思います。

本日の議題につきましては、先ほど申し上げた、前回の懇談会で宿題になっていた国民生活センターのADRの部分についての質問事項について回答をいただいた後、主務大臣の評価を記入した項目別評定表とか総合評定表についての御意見をいただくという順番で進めさせていただきたいと思います。

まず、前回の宿題についてということでございますけれども、西総務部長から御説明いただければと思います。

○国民生活センター西総務部長 それでは、よろしくお願いいたします。お手元に配布しております資料に基づきまして御説明をさせていただきます。先週、升田委員のほうからADR

における紛争解決の平均所要日数が延びているという点について、まとめたものでございます。

まず、第1回期日までに一定の日数を要する理由が2つございます。

1つ目は、国民生活センターのADRは、話し合いによる任意の手続であるため、相手方が非応諾の場合には口頭により説得や手続に応じるよう勧奨する文書を送付するなど、粘り強い説得を重ねているということで、できるだけADRを活用した解決を目指しているという点がございます。

2つ目でございます。期日を開催する場合、日程調整についても、委員、両当事者の都合を踏まえて決定しているということで、複数の相手方がいる事案など、当事者が多い場合には調整を図ることが難しいという点がございまして、期日までの日数が長期化する傾向にあるというのが理由としてあります。

次に、具体的に27年度においてどうだったかということで、要因分析をしております。先般御指摘もありましたとおり、26年度が57.8日、27年度が67.0日ということで10日ほど延びているという主な要因につきましては、4つの類型で整理したところです。

1つ目は、27年度につきましては、第1回期日までの所要日数が70日以上的事案という数が平成26年度の1.6倍と、かなり多く占めているということがございます。これについて、一つ一つ要因分析をしましたところ、まず1つ目が、相手方の回答書・答弁書の提出が遅延したこと。

2つ目が、先ほど申し上げましたとおり、相手方が複数社あるなど、期日の出席者が多く、日程調整に時間を要したこと。

3つ目ですけれども、相手方が非応諾のため、手続に応諾するよう勧奨を行ったということ。

4つ目としましては、同一事業者等の事案が複数件寄せられているということで、併合手続をとったということで時間を要したこと。

27年度に実施しました事案については、この4つが要因として分析した結果になっております。以上でございます。

○消費者庁消費者教育・地方協力課金子課長 ありがとうございます。

ただいまの説明に関しまして、御質問等がございましたらお願いします。

よろしいでしょうか。それでは、次の議題に移らせていただきたいと思います。

まず、項目別評定表、資料2、大きなA3縦長の資料でございます。そちらのほうにつきまして、今回、27年度の業務実績に対する主務大臣の評価を加えた形でお示ししてございますけれども、この項目別の評定表の評価案について、皆様の御意見をいただきたいと思っております。

よろしく願いいたします。

○升田委員 その前にいいですか。これの65番に主務大臣による評価が書いていないのは

どうしてですか。

○消費者庁消費者教育・地方協力課古川課長補佐 これは記載漏れでございまして、Bです。大変失礼しました。項目別総括表の1枚目を見ていただきますと、65番、Bが入っているのですが、こちらの項目別の個別シートのほうが65番だけ記載が抜けており、申し訳ございません。Bでお願いいたします。

○升田委員 評価できないということではない。

○消費者庁消費者教育・地方協力課古川課長補佐 空欄になってしまっておりますが、B評価でございます。

○升田委員 はい。

さて、（独立行政法人の業務実績に対する評価は）同じ情報のもとでどう評価するかということだと思えますけれども、数字が基本になっている以上、お気の毒ですけれども、そういう評価かな、という気がします。確かに最終的には総合評価だと思うのですけれども、一方を取り上げれば、（評価が）よかったけれども、他方はどうなの、ということになるわけですから、数字でやる以上はやむを得ないのかな。だから、数字を超えていない場合に、実質も重要だと思えますけれども、特段の事情がない限り、数字のとおり、という発想になるだろうと思えます。

それから、C評価になったのは、前、私も質問した点だと思えますけれども、これはこの間、申し上げたとおりで、もちろん御努力はされていると思えますけれども、（給与水準が）増加傾向というのがどうかということ。いろいろな計算とか見直し、従前からやっておられると思うのですけれどもね。重要な事項だと思えますし、さっきのあれで、100と決めたら100以下なのです。未満と決めたら100は含まないということで、特段の事情がない限り、0点幾つ（0.*）でも、超えたら超えたという評価はやむを得ないと思えます。

それだけではなくて、増加傾向が続いていることが気になる場所ですし、それについては従前からいろいろ背景事情があって、一般職の公務員と違うという議論もあることはあると思うのですけれども、決めた以上、それに従って評価せざるを得ないのではないかと思うのです。という意味で、ずっと拝見してきましたけれども、見方の違いというのはあると思えますけれども、基準を決めた以上はそういう評価でやむを得ない気がします。

○消費者庁消費者教育・地方協力課金子課長 ありがとうございます。

○消費者庁消費者教育・地方協力課古川課長補佐 今のは5番（給与水準）についてのコメントということでございますね。

○升田委員 はい。

○消費者庁消費者教育・地方協力課古川課長補佐 了解しました。

○升田委員 例のキーワードですけれども、減らすというのは、確かに充実した、あるいは効率的な利用の非常に重要な観点だと思うのですけれども、成果がどうかということです。この間もちょっとお話したように、実質的にそれが効果があったかという点が前提になっているわけで、数を減らしたからいいとならない。だから、そこを検証していただ

いて、きちんとしていけば、それはこんなに下がらなくてもいいというか、皆様方の評価と違って、努力されればもとに戻ること十分あると思いますし、そこはそれなのかなという気がします。

もう一つは、最終の総合評価がBで、去年も数字のことがいろいろ書いてあるわけですが、指摘されている全ての個別項目、百幾つありますけれども、全て重要性が同じというわけじゃないですね。最後にAが何%、Bが何%、Cが何%で、トータルどうだから、どうだというのは一つの考え方で、それが公平だという点もありますけれども、皆さん方にとって、それが不満なところも多分おありだと思いますけれども、そこはルールとして、数がそうであれば、下がりそうな（改善しそうな）ところはこれだけ努力しておられるというところが見えることが、多分主務大臣としては重要なのかなという気がしているのですけれども、全体的にお話を伺って、書いておられることを拝見すると、というのが私の検討結果です。

○消費者庁消費者教育・地方協力課金子課長 ありがとうございます。

どうぞ。

○瀧澤委員 升田委員の御指摘と似通っている部分、あると思うのですけれどもね。

便宜的に全部で108に分けて、それぞれを個別に評価していて、Aがついたり、Bがついたり、Cがついたりということですが、必ずしも今おっしゃったみたいに、それぞれの項目の重要度は一緒じゃないと思うのです。拝見すると、Aが例えば68番とか72番にしかついていないのですけれども、本当は現場ではもっと別の業務をやっている方々で、すぐ改善しようとして努力されたけれども、数字にまではあられなかったというケースもあるかと思います。これをひっくり返すという意味ではないのですが、ぜひやる気を失わずに、やる気のある方々を評価していくような方向になるといいなと思いました。今回のこれについてどうこうということではないのですけれどもね。

アンケート調査の結果は、もちろん皆さん、すごく一生懸命やられて、その結果としていい評価をいただくということもあるでしょうし、アンケート調査の対象者の人数によっては、もしかすると、そのときのメンバーの傾向で決まってしまう部分もあるかもしれませんねとか、そういうことをいろいろ考えました。

○消費者庁消費者教育・地方協力課古川課長補佐 ありがとうございます。他にございますでしょうか。

○長岡委員 今のことにちょっと被っているのですけれども、主務大臣の評価のほうが厳しくされているのですけれども、評価指標として、定量的な指標について超えていて、さらに実施状況で、国民生活センターの方はよくやったと思うからAにされているものは、どっちかという厳し目にBということですが、確かにアンケート結果、達成度は高いので、さらに実施状況も、中から見ればよくやったと思えばAでもいいのかなと思うので、その辺の実施状況がどういうふうに主務大臣から見ると評価に反映するのかなという感じがするので。

○消費者庁消費者教育・地方協力課古川課長補佐 それはアンケートのことなので、11番でしょうか。また、68番もそうでしょうか。

○長岡委員 あと、20番とかも。キーワードを削減した。その辺を国民生活センターのほうでは適切に入力されているかどうか検証して、その辺の実施状況を踏まえてAとしていると思うのですが、それだけをもってAとはできないという判定になっているので。

○消費者庁消費者教育・地方協力課金子課長 では、11と20について、補足で説明を。

○消費者庁消費者教育・地方協力課古川課長補佐 まず、11番のほうを御覧ください。国民生活センターの自己評価はAでございます。全項目のうち主務大臣評価を下げたものが3項目ありますが、11番についてはAをBに下げたというものでございます。下げた理由でございますが、11番の評価は2つの事項から成り立っておりまして、達成度が2つございます。11番の表を見ていただきますとわかりますように、126.9%という達成度と、112.0%という達成度がございまして、達成度が120%以上ならAをつけてもいいということになっていきますので、1つのほうは120%を6.9%の超過達成で、A評価ということになります。

他方、もう1つのほうは112.0%ですので、Aにするには8%及んでいないので、これはB評価ということになります。

AとBですので、普通、足して2で割るような評価の仕方が多いですけれども、数字を見たときに120%という基準に対して6.9%の超過達成と8.0%の未達成となっており、似たような事項ですから、仮に単純平均的な考え方であれば、片方のBが120より8%マイナスの112という、120から大分離れたところにあるという特徴がございます。同じBでも120に近い、118とか119であれば、120に達していないけれども、もう1つの項目のAの超過達成の度合いを勘案して平均すれば120を上回り、総合的に評価して全体をAとするということもあり得ただろうと思いますが、片方が112と大きく未達で、両方の平均で120未満ということもありまして、11番の全体の評価としては、A評価とまでは言えないのではないかとということで、ここはBにしております。

数字があるものについては、きちんとやったほうが良いということもございますので、そこはいろいろ努力された御事情はあると思うのですけれども、「両事項とも、あるいは、少なくとも両方の平均では120%に達している」、という訳ではありませんので、そこはまだBの範囲内かなと、もうちょっとでAになるBということでございます。そういう評価をしております。

次に、20番もAからBに下げたものの一つでございますが、キーワードはもともと非常にたくさんあって、これは相談員さんが入力するときに、どのキーワードを選ばばいいか大変なので、何とかしてほしいというのがずっと前からございまして、去年9月のPI0-NET2015への刷新の機会に合わせて半分近くに削減したということでございます。ただ、それ自体の評価に対しましては、それで全員が満足している、これでよかったというのであれば非常に肯定的な評価かと思いますが、現時点でキーワードを減らした評価というの

がちよつと判然としていないところがございます。先ほど升田先生からも御指摘がございましたように、減ればいいのかということと、減ったことによって非常によくなったという評価がまだわかりませんので、A評価とまでは、つまり2割以上目標を超過達成したとまでは言えないという判断になっております。もしかしたら、減らしたために、よくなったところと悪くなったところが両方あるかもしれません。そこは数字であられるものならいいのですが、ここは数字というよりも、キーワードが減ったということだけに対するものでございますので、効果に対するものは数字で出ているわけではないということです。4割（の削減が）あれば、さっき申し上げたように、20%以上、物事を超過達成したとして1つ上のAランクでいいのではないかという考えもございますけれども、ここはとりあえず様子を見るという考えもございますので、Bにしております。20番については、以上のような判断でございます。

これと比較して、68番は国民生活センターが自己評価としてA評価をつけていまして、これは私ども消費者庁による主務大臣評価も同じAをつけさせていただいております。これはどのような評価だったかといいますと、もともと計画値が4以上となっていたのが実績4.8。これも2つの事項から成り立っているのですけれども、いずれも120%達成しているということで、ぎりぎりと言えはぎりぎりですけれども、数字いかにということであればAの基準を達成しており、つまり両方の項目がBより20%超過達成しているのです、私どももこの68番の項目についてはA評価でいいのかなと。

ただ、これは前回、先生からコメントがございましたように、一般的傾向として、「非常に不満を持っている人はアンケートを書かない」ということもあるらしくて、「回答があったアンケートによれば満足度が高い」という結果ではありますけれども、そこはそれだけではよしとせず、今後なるべく回収率を高めていただいた上で、研修の内容そのものを充実させていただくことによって、自然にアンケートの結果もよくなるのではないかということで、今後の課題というところに先生方のコメントも反映した形で、それはコメントとして書かせていただいて、主務大臣評価そのものはA評価として自己評価と同じにさせていただいております。

アンケートやキーワードについては、以上のような判断でございます。

○消費者庁消費者教育・地方協力課金子課長 他に。

○升田委員 よろしいですか。

2点ありまして、1点は、従前と方式が違って、「昨年度の自己評価と大臣評価」と、「今年度の自己評価と大臣評価の案」が、現在、出ているわけですね。全般的に上昇（改善）傾向にあるのはいいと思うのですけれども、下がり（悪化）ぎみなものは注意されたほうがいような気がするのです。いろいろ難しい面はあるとしても、Bでも別に悪いという意味では決してないわけですが、安心されないほうがいいということと、評価が低下する傾向にあるというのは原因があるだろうと思いますので、注意されたほうがいいというのと。

それから、さっきお話ありましたように、Aがアンケート中心になっていて、アンケートの怖さといいますか、率直に言えば4.8とか4.9なんて、ほとんど一般社会ではあり得ないアンケート結果ですね。普通の講演とか研修であればそんなにひどくないかもしれませんが、学校に至っては悪意でもって1をつけられたり、全体の平均がすごく下がることがあったりする。もちろんアンケートが悪くても講義内容はいいということがありますから、気にしないというほうが無理なのかもしれませんが、そればかり重視するのはどうか。

では、4.8とか4.9で、ものすごく効果が上がっているかという、確かにみんながそう言ったから効果が上がっていると一面、言えるかもしれないですけども、それは懐疑的です。だから、みんなアンケートをよく書かれるなというのは失礼ですけども、もちろん内容がよかったとは思うのですけれども、アンケートの実際から見ると、まあ、ほどほどでいいのではないかというのがあるのですけれどもね。

○消費者庁消費者教育・地方協力課金子課長 これは68番のところかと思えますけれども、そういった趣旨も踏まえて、課題のところにアンケートの結果に「安住することなく」という留意をつけてあるのですけれども、もう少し書いたほうがよろしいですか。

○升田委員 いや、いいと思います。掘り下げれば掘り下げるほど、問題点があまりに浮き彫りにされ過ぎる。

○消費者庁消費者教育・地方協力課金子課長 他にございますでしょうか。もしないようであれば、ひとまず、この項目別評定表については御意見が出そろったとして、まとめに入りたいと思います。

貴重な御意見をいただきまして、どうもありがとうございます。これらについては、特に厳し目の御意見もいただきましたので、今後の国民生活センターの運営に生かしていただければと思っております。

それで、この項目別評定についてということでございますけれども、我々のほうで準備いたしました主務大臣の評価案でございますけれども、委員の皆様におかれましては、これで御承認としてよろしいでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

○消費者庁消費者教育・地方協力課金子課長 どうもありがとうございます。

それでは、次の総合評定のほうに移りたいと思います。

こちらのほうは、全体の評定といたしましてはB評定、これが標準ということになるわけでございますけれども、このように整理してございます。

その理由については、至った経緯として下に書いてございますけれども、内訳を見たときに、94%がB以上の評定であるということ。特に、Bの評定が92%と、多い。あるいは、下に内訳で2ポツ以降に書いてございますけれども、こういったものを踏まえると、中期目標の達成に向けて年度計画を着実に実施していると評価できるだろうということで、標

準の判定、Bということにさせていただいたということでございます。

このB評定をつけることについて御意見がございましたら、いただければと思います。

○升田委員 Aというのは、どういう基準でしたか。いただいていたね。

○消費者庁消費者教育・地方協力課古川課長補佐 前回お配りした、最初の評定基準でございます。

○消費者庁消費者教育・地方協力課金子課長 評価基準として1回目にお配りしたものでございますけれども、国民生活センターの活動により、全体として年度計画における所期の目標を20%以上、上回る成果が得られていると認められるというのがAの評価ということでございます。

○升田委員 Cが6%あるというのは残念ではありますが、よくやっておられると思います。

○瀧澤委員 特にございません。

○消費者庁消費者教育・地方協力課金子課長 ありがとうございます。

○長岡委員 総合評定表の「3. 項目別評価における主要な課題、改善事項など」が全部「特段なし」となっているのですけれども、相模原事務所だったら、今年度は再開初年度だからみたいな話とか、そういうことは書かなくていいのでしょうか。

○消費者庁消費者教育・地方協力課金子課長 「翌年度以降のフォローアップが必要な事項を記載」となっていますが、C評定がついたものについては、留意点として書いておくべきでしょうかね。

○長岡委員 理由があって達成できなかったということもあると思うので、その旨を指摘しておいたほうがいいのか。単純にだめだったというのではなくて、初年度だからということも踏まえてのCということも書いたほうがいいのかと思います。

○升田委員 それを言ったら、項目みんなそれぞれに書いてありますね。

○消費者庁消費者教育・地方協力課古川課長補佐 項目別評定表のほうには、個別には書いてございます。

○長岡委員 相模原事務所を「主要な」課題と捉えるかどうかだと思いますけれどもね。

○消費者庁消費者教育・地方協力課金子課長 相模原事務所のことは追記することにします。

他にございますでしょうか。

○国民生活センター宗林理事 給与水準も、上昇しつつあることについては厳しく、来年度何とか引き締めるということはもちろん努力してまいりたいと思います。ただ、この目標については、100.0と、小数点以下1位がついている目標を立てているところはあまりないのではないかと思います。これが、100であればそのままのBであったとなります。

相模原施設の稼働率についても、宿泊が65%とか70%というのはビジネスホテルよりも高いぐらいのレベルでございまして、大変高い目標であるということをお伝えしたいと思います。

それから、PIO-NETのキーワードの44%削減の話も、もともと中期目標のところでは登録日数を10日以内にとされており、今まで1か月かかっていたのが、10日以内に今回できたわけです。

自己評価の業務実績のところにも書いてありますけれども、改訂後、キーワードがきちんと適切に入力されているかどうかということも確認しております、それによってどれだけ検索が早くなったかというところは、今、まだできている状態ではないのですが、もともと相談員さんからたくさんのキーワードが本当に必要か、減らして欲しいと切望されたことを受けまして、どんなキーワードが要らないのかと事前に調査いたしまして、実施したものでございます。

それから、68番のアンケートにつきましても、全国の都道府県127か所に出しまして、回収率が79.5%、約80%、101か所の回答ということで、80%を高いと見るか低いと見るか、あるいは嫌な人は出さなかったから引き下げる要因が足りなかったのではないかというお話がございましたが、一般的には80%の回収率の中でのアンケート結果であったということを書いてございますので、今、先生方、いろいろ御意見頂戴しまして、来年により一層生かしていきたいと思いますが、そんな点が私どもにとっては大変厳しいところで、来年に向けての発言をさせていただきました。

どうもありがとうございました。

○消費者庁消費者教育・地方協力課金子課長 他に御意見は。はい、どうぞ。

○瀧澤委員 先ほどのことと重なるのですけれども、現場の方々がどれぐらい汗をかかれて、新しい創意工夫を加えられたか、やる気を持って取り組んでおられるかというのは、こういうところにはなかなか反映しづらいと思うのですけれども、ぜひ皆様方には引き続き温かい目で現場の方々を鼓舞していただいて、いい運営をしていただきたいなと思います。

○升田委員 別に答えるあれではないのですけれども、それは評価のシステムを決めたときからやむを得ないところで、それで100%評価できたというわけではないというのは、みんなそれぞれわかっていて、前の評価の時代から、今回の評価に移行して、前はSとか、めいめいがやっていたのを、できるだけ客観的指標に基づいてという。その他にもいろいろ理由はあると思うのですけれども、そういうシステムのもとでやっているのです、それぞれ齟齬が出てくるのはやむを得ないというわけではないのでしょうかけれども、当然そういうものがあり得るとというのが前提だろうと思います。

ただ、決めた以上は守るしかない。ただ、それで本当にいいのかというのは、また別の問題ですから、それは行政と御相談される必要があるだろうと思います。ですから、中期計画もあるわけですから、プラス、評価の基準も含めてどうするか。決めたものに対して、どう達成するかというシステムだと思いますので、それはそれで、ぜひ頑張ってやっていただきたいと思っておりますし、5年やっているうちに、また違う問題が次から次へと出てくる可能性があるわけでありまして、それを5年が長過ぎるとか短いとか、それはもちろんあ

るだろうと思いますけれども、行政に相談されながら、ぜひそういう問題も克服してやっていただきたいという気がするのです。

私も両先生も、前の時代も御覧になっていて、難しいなという面があることは、みんなよく知っているわけですが、前のシステムのもとでは、結局、きちんと守ったところが幾つか並ぶと評価がやや低くて。いや、Sの人がいいとか悪いということを行っているわけじゃないですけれども、比較的上位をつけたりしていただきましたけれども、それだからといって、ひどいという意味では多分ないのだろうと思います。

先ほどお話もありましたけれども、いろいろ努力しておられて、達成できないというところもあると思いますけれども、努力していても、やや達成度が下がるところは注意されないと、決めた以上はそこも頑張っていたかかないといけないということもあると思いますから、暦年で御覧になって評価が下がっているところは、いろいろ事情はおありだと思いますけれども、達成には御努力いただかないと、ルールを決めた以上はしょうがないというところがあると思います。こういうシステムである以上は。

たくさんの項目がありますし、評価はこういうものをおつくりになるのも大変だと思います。点検評価というのは、評価疲れがありますから、どこでもそうだと思いますので、ぜひそういうことにも御配慮いただいて、一致団結、頑張っていたきたいと思います。○消費者庁消費者教育・地方協力課金子課長 ありがとうございます。

他にございますか。

ないようであれば、まとめに入りたいと思いますけれども、さまざまな御指摘をいただきまして、ありがとうございます。いただいた御意見も、先ほどの個別の項目のときの議論とあわせて、我々としてもしっかり取り組みますし、国民生活センターにおいても、それを踏まえて、今後とも取り組んでいただければと思っております。

それで、総合評定についてでございますけれども、3ポツの個別評定で指摘した課題改善事項として、「特段なし」とするのではなく、少なくとも相模原の研修施設については、再開初年度であるということもあって、所期の目標を下回っているけれども、引き続き利用率を高めるための取り組みが必要だという留意点をつけることといたしまして、その上で、全体の評定は、原案にありますようなBにしたいと思っておりますけれども、それでよろしいでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

○消費者庁消費者教育・地方協力課金子課長 よろしければ、これで御承認いただいたことにさせていただければと思います。後ほど、また修正したものを御確認いただこうと思っておりますけれども、それを前提に御承認ということにさせていただければと思います。

どうもありがとうございました。

それでは、今後の進め方でございますけれども、今回、御議論いただきました点、条件つきで御承認いただいた主務大臣の評価案につきましては、大臣の決裁を得た上で9月2

日に公表し、総務省へ提出したいと思っております。

以上で本日予定されておりました議題については、一通り終了したと思っておりますけれども、その他、御質問や御意見等がございますでしょうか。

特にないようでしたら、これをもちまして第2回の有識者懇談会を閉会させていただきたいと思っております。

いろいろと貴重な御意見をいただきまして、どうもありがとうございました。